第74期

定時株主総会招集ご通知

FUDOTETRA

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、本年は、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。
株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページにてお知らせいたします。
(https://www.fudotetra.co.jp/)

日時

2020年6月19日（金曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

目次

- 第74期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 6
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件
  - 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

（ご参考）
- コーポレートガバナンスに関する事項 …… 17

（添付書類）
- 事業報告 …… 21
- 連結計算書類 …… 43
- 計算書類 …… 46
- 監査報告書 …… 50

株式会社 不動テトラ

証券コード：1813

(証券コード 1813)
2020年６月４日

株　主　各　位

東京都中央区日本橋小網町７番２号
株式会社不動テトラ
代表取締役社長　奥　田　眞　也

第74期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第74期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年６月18日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、**本年は、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　**2020年６月19日（金曜日）午前10時　（受付開始予定 午前９時）**

２．場　　所　**東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号**
東京証券会館 ８階 ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報 告 事 項　１．第74期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第74期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

●法令および当社定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、当社ホームページ（https://www.fudotetra.co.jp/ir/stockholder/meeting-description/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類および計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
●株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ（https://www.fudotetra.co.jp/）に掲載させていただきます。
●議決権行使書面とインターネット等で重複して議決権行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
●インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

＜新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ＞

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、本年の株主総会の開催方針を以下のとおりといたしたく存じます。

・感染リスクを避けるため、**本年は、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。**
・感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は、特に慎重なご判断をお願い申しあげます。
・ご来場の株主様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染症予防策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申しあげます。
・ご来場の株主様におかれましては、会場設置のアルコール消毒液による消毒、体温測定（検温）、他の株主様との間隔の確保にご協力をお願い申しあげます。
・株主総会に出席する取締役および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。また、受付等の一部の運営スタッフは、手袋を着用して対応させていただきます。
・株主総会会場において、感染予防および拡散防止のための必要な対応（**他の株主様との一定の間隔を確保するため会場の座席数を制限させていただきますので入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対して入場のお断りや退場をお願いする場合があること、海外から帰国されてから14日間を経過していない株主様に対して入場をお断りする場合があること等**）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申しあげます。
・新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。
・今後の状況や万一の事態の発生により、会場の変更など株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合には、以下の当社ホームページにてお知らせいたします。ご来場をお考えの株主様は、あらかじめ当社ホームページをご確認くださいますようお願い申しあげます。
当社ホームページ（https://www.fudotetra.co.jp/）

議決権行使方法についてのご案内

新型コロナウイルス感染症の感染予防および拡散防止のため、**本年は、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、事前の議決権の行使をお願い申しあげます。**

インターネット等



当社指定の議決権行使サイトにて各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限
2020年6月18日(木)
午後5時30分受付分まで

詳細はP4-5をご参照ください。

郵　送



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただきご返送ください。

行使期限
2020年6月18日(木)
午後5時30分到着分まで

株主総会への出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**会場受付にご提出**ください。

株主総会開催日時
2020年6月19日(金)午前10時

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票（右側）に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読取ってください。

2 議決権行使方法を選ぶ

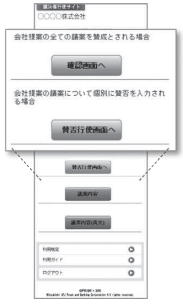

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いた議決権行使は**1回に限り可能です。**再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、下記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法　(https://evote.tr.mufg.jp/)

1 議決権行使サイトにアクセスする

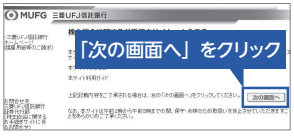

2 ログインする



お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

3 パスワードを登録する



「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力

以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。
パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット等の接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット等の利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

インターネット等による議決権行使は、**2020年６月18日（木曜日）午後５時30分まで**受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

ご注意事項

●複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

（1）郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。

（2）インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

●株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いさせていただきます。

●株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ（ヘルプデスク）

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前９時から午後９時まで

<議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以　上

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定した株主還元を継続することを基本方針としております。

この基本方針を踏まえ、中期経営計画（2018～2020年度）におきまして「総還元性向50％程度」を目標と定め、剰余金の配当と自己株式の取得により利益還元に努めており、そのバランスにつきましては、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定することとしております。

このような方針および目標のもと第74期の期末配当金につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

なお、これをご承認いただくと連結配当性向は31.5％となります。

● 期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金55円

配当総額　　876,556,450円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月22日

(ご参考)

第74期の株主還元につきましては、本期末配当とは別に、2020年５月13日開催の取締役会において総額500百万円、普通株式44万株を上限とした自己株式の取得を決議いたしました。

なお、前記の剰余金の配当とこの取締役会決議による自己株式の取得とを合わせますと、総還元性向は49.6％となる予定です。

第２号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

現在の監査等委員でない取締役全員（６名）は本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレートガバナンス体制の一層の強化を図るため、監査等委員でない取締役１名を増員し、監査等委員でない取締役７名の選任をお願いするものであります。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	 竹原（たけはら）　有二（ゆうじ） （1950年７月31日生） 再任	1973年３月　当社入社 2003年５月　当社ジオ・エンジニアリング事業本部副本部長 2003年６月　当社執行役員 2004年４月　当社取締役、当社代表取締役、執行役員副社長、ジオ・エンジニアリング事業本部長 2006年３月　当社土木事業本部長 2007年４月　当社建設本部長 兼 技術開発本部長 2009年６月　当社内部統制担当 兼 技術開発担当 兼 安全環境本部管掌 2010年６月　当社代表取締役社長、建設本部長 2018年４月　当社代表取締役会長（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 ジオ・エンジニアリング事業（現：地盤事業）本部長、土木事業本部長、代表取締役社長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、代表取締役会長として、取締役会の議長を務め取締役会を適正に運営してきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	13,054株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
2	 おくだ　しんや 奥田　眞也 （1955年１月９日生） 再　任	1980年３月　当社入社 2007年10月　当社東京本店副本店長 兼 第一営業部長 2008年６月　当社執行役員 2009年５月　当社建設本部地盤事業部長 2010年６月　当社常務執行役員 2011年４月　当社地盤事業本部長 2011年６月　当社取締役 2015年６月　当社代表取締役 当社執行役員副社長 2018年４月　当社代表取締役社長（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 東京本店副本店長、地盤事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、代表取締役社長として経営の指揮を執り、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	5,170株
3	 なかにし　つとむ 中西　勉 （1955年10月20日生） 再　任	1979年４月　日本テトラポッド(株)入社 2004年４月　(株)テトラ東京支店次長 2005年４月　同社執行役員 2006年10月　当社執行役員、東京支店長 2009年５月　当社建設本部土木事業部長 2011年４月　当社土木事業本部副本部長 2016年４月　当社常務執行役員（現任） 2016年８月　当社ブロック環境事業本部長（現任） 2017年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 土木事業本部副本部長、ブロック環境事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	3,784株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
4	 ほそさか　しんいちろう 細　坂　晋一郎 (1956年８月５日生) 再　　任	1979年４月　日本テトラポッド(株)入社 2004年４月　(株)テトラ名古屋支店次長 2007年10月　当社東京本店副本店長 2008年６月　当社横浜支店長 2010年６月　当社東北支店長 2012年４月　当社執行役員 2016年４月　当社常務執行役員（現任） 2018年４月　当社土木事業本部長（現任） 2018年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 東京本店副本店長、横浜支店長、東北支店長、土木事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	3,658株
5	 おおばやし　じゅん 大　林　　淳 (1961年３月24日生) 再　　任	1984年３月　当社入社 2008年６月　当社東京本店第二営業部長 2009年５月　当社地盤事業本部技術部長 2016年４月　当社執行役員、地盤事業本部副本部長 兼 技術部長 2018年４月　当社常務執行役員（現任）、地盤事業本部長（現任） 2018年６月　当社取締役（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 東京本店第二営業部長、地盤事業本部技術部長、地盤事業本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していること、および、取締役として、取締役会の運営に適切に携わってきたこと等から、引き続き取締役候補者といたしました。	2,486株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
6	 きたがわ　しょういち 北川　昌一 （1957年12月８日生） 新任	1981年４月　日本テトラポッド(株)入社 2005年７月　当社企画管理部長 2007年５月　当社管理本部財務部長 2013年４月　当社執行役員、管理本部企画財務部長 2018年４月　当社管理本部財務部長 2020年４月　当社常務執行役員（現任）、管理本部長（現任） 【監査等委員でない取締役候補者とした理由】 企画管理部長、財務部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的知見を有し、当社の業務全般を熟知していること等から、新たに取締役候補者といたしました。	1,870株
7	 おおさわ　まり 大沢　真理 （1953年４月４日生） 新任 社外取締役　独立役員	1998年４月　東京大学（現国立大学法人東京大学）社会科学研究所教授 2015年４月　国立大学法人東京大学社会科学研究所長 2018年４月　同大学大学執行役、副学長 2019年６月　同大学名誉教授（現任） 【監査等委員でない社外取締役候補者とした理由】 大学教授として高い知見を有し、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行っていただくことができると判断したこと、および当社が独自に定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、新たに社外取締役候補者といたしました。	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 候補者大沢真理氏は、社外取締役候補者であります。
4. 本総会において候補者大沢真理氏が社外取締役に選任された場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
5. 監査等委員でない取締役の選任等に関する監査等委員会の意見については、以下のとおりです。
監査等委員会において、「指名・報酬諮問委員会」に出席した監査等委員である社外取締役３名の意見も踏まえ、取締役会で定めた「取締役会の構成、規模に関する考え方」、「取締役候補者の指名の方針・手続」等に照らし、審議した結果、監査等委員会として特に指摘すべき事項はないとの結論に至りました。
6. 当社は、定款第29条第２項に、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者大沢真理氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、「取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合においては、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負担する。」というものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

現在の監査等委員である取締役全員（４名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	 ひろたに　のぶゆき 廣谷　信行 （1957年４月18日生） 新任	1980年３月　当社入社 2007年４月　当社千葉支店長 2009年５月　当社東京本店第二営業部長 2010年６月　当社地盤事業本部東京本店副本店長 2015年４月　当社地盤事業本部営業部長 2016年１月　当社地盤事業本部副本部長 2016年４月　当社執行役員、地盤事業本部副本部長 兼営業部長 2020年４月　当社顧問（現任） 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 千葉支店長、東京本店副本店長、地盤事業本部副本部長などを歴任し、その豊富な経験と専門的な知見を有し、当社の業務全般を熟知していることから、新たに監査等委員である取締役候補者といたしました。	1,379株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
2	 永田 靖一（ながた せいいち） （1947年７月29日生） 再任 社外取締役　独立役員 社外取締役在任年数 ６年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 16回／16回(100%) 監査等委員会への出席状況 16回／16回(100%)	1994年３月　サントリーフランス(株)社長 1997年９月　サントリー(株)欧州支配人 兼 ロンドン支店長 2003年３月　サントリー(株)取締役、海外カンパニー長 2009年３月　サントリーホールディングス(株)執行役員、サントリー酒類(株)常務取締役 2011年４月　学校法人帝京大学経済学部教授 2014年６月　当社取締役 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2018年４月　学校法人帝京大学経済学部客員教授 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 企業の役員を歴任され、企業経営についての豊富な経験と大学教授として高い知見を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うとともに、監査等委員として監査等委員会の運営に適切に携わるなど、その職務を適切に果たしてきたこと、および、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
3	 てらさわ　すすむ 寺　澤　　進 (1947年11月15日生) 再　　任 社外取締役　独立役員 社外取締役在任年数 ４年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 16回／16回(100%) 監査等委員会への出席状況 16回／16回(100%)	1995年６月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員 2007年６月　同法人品質管理本部長 2012年４月　学校法人中央大学専門職大学院国際会計研究科客員教授 2012年６月　日清オイリオグループ(株)社外監査役 2013年６月　当社監査役 2016年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 公認会計士としての専門的な知見および豊富な実務経験を有していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うとともに、監査等委員として監査等委員会の運営に適切に携わるなど、その職務を適切に果たしてきたこと、および、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
4	 黒田 清行（くろだ きよゆき） （1970年１月12日生） 再任 社外取締役　独立役員 社外取締役在任年数 ２年（本総会終結時） 取締役会への出席状況 15回／16回(94%) 監査等委員会への出席状況 16回／16回(100%)	1996年４月　弁護士登録、三宅合同法律事務所（現弁護士法人三宅法律事務所）入所 2002年５月　同事務所パートナー 2005年11月　WDB(株)（現WDBホールディングス(株)）社外監査役 2009年６月　WDB(株)（現WDBホールディングス(株)）社外取締役（現任） 2018年６月　当社取締役（監査等委員）（現任） 2019年５月　弁護士法人三宅法律事務所代表社員（現任） （重要な兼職の状況） 弁護士法人三宅法律事務所代表社員 WDBホールディングス(株)社外取締役 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 弁護士としての専門的な知見および豊富な実務経験を有しており、また他の上場会社の社外取締役として企業経営にも関与していること、当社の独立社外取締役として、取締役会等において、独立的、客観的な立場から意見を表明し、また有益な助言を行うとともに、監査等委員として監査等委員会の運営に適切に携わるなど、その職務を適切に果たしてきたこと、および、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」を満たしていること等から、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	0株

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数には、役員持株会の持分が含まれています。
3. 候補者永田靖一氏、寺澤進氏および黒田清行氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、候補者永田靖一氏、寺澤進氏および黒田清行氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。本総会において各氏が社外取締役に選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 候補者永田靖一氏の当社の社外取締役としての在任年数は本総会の終結の時をもって６年であり、うち監査等委員である社外取締役としての在任年数は本総会の終結の時をもって４年であります。
6. 候補者寺澤進氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって４年であります。
7. 候補者黒田清行氏の当社の監査等委員である社外取締役としての在任年数は、本総会の終結の時をもって２年であります。

8. 当社は、定款第29条第２項に、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者永田靖一氏、寺澤進氏および黒田清行氏との間で、現に、当該責任限定契約を締結しており、その契約の内容の概要は、「取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合においては、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負担する。」というものであります。候補者永田靖一氏、寺澤進氏および黒田清行氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
9. 当社は、定款第29条第２項に、取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、当社は、候補者廣谷信行氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は、「取締役（会社法第２条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合においては、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し損害賠償責任を負担する。」というものであります。

(ご参考)

第２号議案および第３号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会の構成は以下のとおりとなる予定です。

なお、当社の取締役の員数は合計11名、独立社外取締役の員数は４名となり、独立社外取締役の取締役全体に占める割合は、36.4%となります。

氏　名	当社における地位および担当	代表取締役	監査等委員	社外取締役	独立役員	指名・報酬諮問委員
竹原　有二（※1）	取締役会長	○				
奥田　眞也	取締役社長	○				○
中西　勉	取締役 常務執行役員 ブロック環境事業本部長					
細坂　晋一郎	取締役 常務執行役員 土木事業本部長					
大林　淳	取締役 常務執行役員 地盤事業本部長					
北川　昌一	取締役 常務執行役員 管理本部長					
大沢　真理	社外取締役			○	○	
廣谷　信行（※2）	取締役　常勤監査等委員		○			
永田　靖一（※3）	社外取締役　監査等委員		○	○	○	○
寺澤　進	社外取締役　監査等委員		○	○	○	○
黒田　清行	社外取締役　監査等委員		○	○	○	○

※1.　取締役会議長
※2.　監査等委員会議長
※3.　指名・報酬諮問委員会議長

以　上

1．経営の基本方針

当社は国土づくりを通して社会に貢献し続けるという使命をステークホルダーに広くご理解いただき、それに向けた価値観、目標を当社グループ内で共有するため、以下の通り経営理念を定めております。

Ｍｉｓｓｉｏｎ（使命）：豊かで安全・安心な国土づくりに貢献します
Ｖａｌｕｅ　（価値観）：あらゆる変化を進化に換えて未来に向かって歩み続けます
Ｖｉｓｉｏｎ　（目標）：世代を超えて生き続ける独自の技術を提供します

また、この経営理念を実現すべく、「土木、地盤改良、ブロックの３事業が協調し、海に陸に、持続的な成長を目指します」を経営方針としております。

2．コーポレートガバナンスの基本的な考え方

コーポレートガバナンスは、企業経営の健全性と効率性を高めるための意思決定の仕組みないし会社運営の規律であり、その充実・強化は、当社グループのステークホルダーの権利、利益の尊重と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、当社グループの経営理念の実現を目指し、持続的な成長・発展を図るために取り組むべき最優先の経営課題の一つであると考えております。

当社は、当社グループの経営理念の実現に向け、コーポレートガバナンスの実効性、透明性を高めるとともに、当社グループに最適なコーポレートガバナンスの仕組み、運営のあり方を永続的に追求していく方針です。

2020年３月31日現在

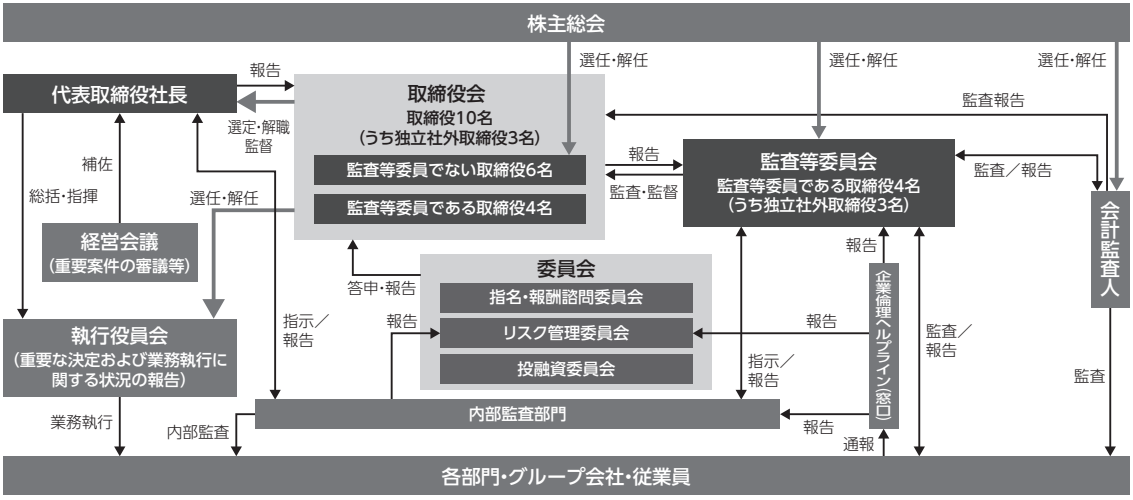

【取締役会】
　取締役会は重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任し、これにより会社の方向性などの、より重要な事項に対する審議の充実を図っています。
　取締役会の構成は、監査等委員でない取締役６名、監査等委員である取締役４名（うち独立社外取締役3名）となっています。
　また、社外取締役には、多様な専門分野の知識、経験を有し、かつ当社が独自に定める独立性基準に抵触しない者を選任しています。これら独立社外取締役の独立的、客観的な立場からの意見、監督を受けることにより、取締役会全体としての実効性を高めていきます。また、取締役会の実効性の点検およびその改善、向上を図るため、年１回、各取締役による自己評価も踏まえ、実効性の評価を行い、その結果を開示しています。
【監査等委員会】
　監査等委員会は、４名（うち独立社外取締役3名）で構成されており、常勤監査等委員１名を選任しています。監査等委員会は、月1回開催し、必要な決議、同意、協議および報告を行い、決定した監査方針、監査計画に基づき、監査・監督します。
　監査等委員は、内部監査部門と定期的に意見・情報を交換するとともに、代表取締役社長とも定期的に意見交換会を開催するなどして、監査等委員会として情報の収集・共有を図り、監査・監督の実効性の向上を図ることとしています。
【指名・報酬諮問委員会】
　独立社外取締役（監査等委員）３名と代表取締役社長で組織し、委員長（議長）は社外取締役が務めており、取締役の指名、報酬に関する決定の透明性、客観性の向上を図っています。

３．取締役会の構成、規模についての考え方

　取締役会は、その職責に鑑み、ジェンダーや国際性の面を含め、様々な経験、専門性を有し、バックグラウンドの異なる多様な人材で構成され、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランスが最適となるよう人選するという考えです。
　当社の取締役会の規模については、現行定款は15名以内（監査等委員でない取締役９名以内、監査等委員である取締役６名以内）と定めておりますが、現行の機関設計、会社規模等を踏まえ、取締役会がその多様性、継続性を確保しつつ、その役割、責務を効果的に果たす観点から、適切な員数とします。
　当社の現行の取締役員数は10名（うち独立社外取締役３名）となっております。

4．取締役候補者の指名及び経営陣幹部の選解任の方針、手続

当社は、取締役会において、取締役候補者の指名と経営陣幹部の選解任を行うに当たっての方針と手続を次の通り定めております。

当社の取締役会の構成、規模の考え方を踏まえ、経営理念を実現するため、経営の基本方針等を決定し、取締役及び執行役員の職務執行を監督するという取締役会の役割、責務に照らし、この職務を果たすことができる人物を取締役候補者として指名します。

取締役候補者は、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、取締役会の決議により指名します。

監査等委員である取締役については、上記の方針、手続に加え、取締役の職務執行等を監督、監査するという監査等委員会の役割、責務に照らし、この職務を適切に遂行できる人物を監査等委員である取締役候補者として指名します。また、少なくとも財務・会計に関する十分な知見を有している者を１名以上指名します。

また、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、事前に監査等委員会の同意を得ます。

当社の経営陣幹部である会長、社長及び代表取締役の選任にあたっては、上記の取締役候補者の指名の方針、手続に準じて、選任します。また、経営陣幹部がそれぞれの職責に照らし、その職務を継続させることが明らかに適切でないと認められるときは、必要に応じ適時に、その理由を明らかにしたうえ、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申に基づき、取締役会の決議により解任します。

5．社外取締役の独立性判断基準

当社は、㈱東京証券取引所が定める基準より厳しい「社外取締役の独立性判断基準」を取締役会の決議により定めています。

当社は、この基準に抵触していない者を社外取締役候補者として指名することにしており、社外取締役の全員（３名）を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

なお、当社が定める「社外取締役の独立性判断基準」は次の通りです。

（１）当社の親会社又は兄弟会社並びにこれらの業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員及び使用人をいい、以下、同様とする。）及び非業務執行取締役、監査役、会計参与（以下、非業務執行者という。）

（２）当社を主要な取引先とする者（※１）若しくはその業務執行者、非業務執行者又は当社の主要な取引先（※２）若しくはその業務執行者、非業務執行者

※１「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引による過去３年の平均の年間売上高が取引先の連結売上高の２％以上である者をいう。

※２「当社の主要な取引先」とは、以下の者をいう。

ａ.当社との取引による過去３年の平均の年間売上高が当社の連結売上高の２％以上の取引先

ｂ.主要な借入先（当社の連結総資産の２％以上の借入金）

ｃ.主幹事証券会社

（3）コンサルタント、会計専門家又は法律専門家（※３）であって、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※４）を得ている者、又は当社と継続的な委託契約関係にある者（ただし、会計監査人については、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」を参考にその独立性を判断する。）

※３「コンサルタント、会計専門家又は法律専門家」が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。

※４「多額の金銭その他の財産」とは、過去３年の平均で年間1,000万円以上のもの、又は相手先の総収入の２％以上のものをいう。

（4）当社の大株主（※５）の業務執行者、非業務執行者

※５「大株主」とは、当社株式の保有が上位10位以内の株主をいう。

（5）当社からの多額の寄付先（※６）及びその業務執行者、非業務執行者

※６「多額の寄付先」とは、過去３年の平均で年間1,000万円以上又は相手先の総収入の２％以上の寄付をした相手先をいう。

（6）当社と社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者、非業務執行者

（7）過去10年間において（1）から前（5）までに該当していた者

（8）過去、当社及び当社の子会社の業務執行者、非業務執行者であった者

（9）（1）から前（8）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（配偶者、二親等内の親族）

6．資本政策の基本方針

当社は、企業価値を中長期的に高めるためには、安定した収益基盤を構築することが必要との考えであり、そのための資本政策は、「資本効率の向上」、「株主への還元」、「財務健全性の維持」を軸に、３つのバランスを保ちつつ進めていくことを基本方針といたします。

（1）資本効率の向上

株主の皆様からお預かりした資本を効率的に活用し、収益性を高めていくことが企業価値を高めるうえで重要であり、中期経営計画では自己資本当期純利益率（ROE）を８％以上とすることとしております。

（2）株主への還元

安定配当を継続することを基本としつつ、利益に対する還元目標として、中期経営計画(2018～2020年度)では総還元性向を50%程度とすることとしております。

（3）財務健全性の維持

持続的な成長と経営の安定性を保つ観点から、成長投資や突発的なリスクへの備えとして、株主資本の水準を維持することとしております。

以　上

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

1．事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用・所得環境が良好な状態が続き緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米中の経済摩擦や消費税増の影響が徐々に顕れ、また新型コロナウイルス感染症の拡大により消費や生産の停滞が顕在化するなど、年度末にかけては景気の減速が懸念される状況となりました。

建設業界におきましては、民間建設投資は減少に転じたものの、公共建設投資は公共事業関係費が補正予算を含め引き続き高水準となったことから、全体としては堅調に推移いたしました。

当社グループの業績につきましては、受注高は70,739百万円（前期比18.3％減）となりましたが、期首の手持ち受注高が77,245百万円と高水準な状況であったことから、売上高は71,200百万円（前期比6.1％増）と増収となりました。

また、利益面では工事採算性を良好な状態で維持できたことや、ブロック事業が増収に転じたことにより営業利益は4,497百万円（前期比25.5％増）、経常利益は4,409百万円（前期比21.0％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,777百万円（前期比13.9％増）とそれぞれ増益となりました。

なお、当期の配当につきましては、前期に比べ普通株式１株当たり5円増額の55円としてお諮りさせていただきます。

また、2020年5月13日開催の取締役会において、総還元性向50％程度としている当社の株主還元の目標に基づき、総額500百万円、普通株式44万株を上限とした自己株式の取得を決議いたしました。

事業別の概況は次のとおりです。

【土木事業】

受注高は36,750百万円（前期比28.0％減）、売上高は34,244百万円（前期比5.8％増）となりました。これに伴い、次期繰越受注高は62,467百万円（前期比4.2％増）となっております。

主要な受注工事名	事業主体
北海道新幹線、国縫トンネル他	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
呑川増強幹線工事	東京都下水道局
隈上川長野伏せ越し改築工事	国土交通省九州地方整備局

主要な完成工事名	事業主体
常磐自動車道　平窪工事	東日本高速道路株式会社
平成２９年度公共下水道事業 八千代１号幹線浸水対策調整池築造工事	千葉県八千代市
運河橋改築工事（旧橋撤去工及び下部工）（その２）	名古屋市

【地盤改良事業】

受注高は30,522百万円（前期比5.0％減）、売上高は33,229百万円（前期比5.8％増）となりました。これに伴い、次期繰越受注高は14,305百万円（前期比15.9％減）となっております。

主要な受注工事名	事業主体
姉崎火力発電所発電設備建設土建工事	株式会社JERA
淀川左岸線（２期）１工区堤防整備他工事	国土交通省近畿地方整備局
医療法人徳洲会鹿児島徳洲会病院移転新築工事	医療法人徳洲会
主要な完成工事名	事業主体
吉川美南駅東口周辺地区1号調節池工事（その１）	埼玉県吉川市
弥富ふ頭第1貯木場北側地盤改良工事（その２）	名古屋港管理組合
パティンバン港開発事業(第一期)パッケージ1ターミナル建設工事の内、海上深層混合処理工事	インドネシア共和国運輸省海運総局

【ブロック事業】

受注高は3,625百万円（前期比4.9％増）、売上高は3,688百万円（前期比14.7％増）となりました。これに伴い、次期繰越受注高は401百万円（前期比13.6％減）となっております。

主要な受注プロジェクト名	事業主体
秋田港飯島地区防波堤（北）（改良）消波工事	国土交通省東北地方整備局
焼津漁港水産流通基盤整備（特3種外郭） 焼津南防波堤（改良）工事（粘り強い対策工）	静岡県
和歌山下津港 港湾施設整備（推進費）工事	和歌山県

（単位：百万円）

区　　分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	59,961	36,750	34,244	62,467
地盤改良事業	17,012	30,522	33,229	14,305
ブロック事業	464	3,625	3,688	401
そ　の　他	44	589	593	40
調　整　額（※）	△235	△747	△554	△429
合　　計	77,245	70,739	71,200	76,784

（※）セグメント間の取引の相殺消去及びその他の調整額

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は2,163百万円であり、その主なものは、地盤改良用の船舶の改修、総合技術研究所の整備、基幹業務システムの更新などによるものであります。

3. 資金調達の状況

2020年３月31日に、株式会社三菱UFJ銀行をアレンジャーとする総額4,000百万円のコミットメントライン契約を、また、株式会社三井住友銀行と工事資金として総額3,000百万円の特殊当座貸越契約をそれぞれ期間３年で締結しております。

4. 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、長期的には国家財政の制約による公共建設投資の圧縮懸念や、社会インフラの老朽化により建設投資が新設から維持・更新へシフトしていくことなど構造的な変化が想定されます。このため、既存分野での競争力強化や新規分野への進出に加えて、海外事業を強化していくことが課題となります。

また、少子高齢化による労働力の減少で担い手不足がより深刻化すると考えられることから、人材の確保・育成に注力することに加えて、社会ニーズである働き方改革の浸透により労働時間が短縮されたとしても生産性を維持できるよう、ＩＣＴ・ＩＯＴなどの情報通信技術を使って施工の自動化、省人化を進めて行くことも課題となります。

このため長期的な視点に立ってこれらの変化に対処すべく、中期経営計画を３期に分けて進めることとしており、その第１期にあたる中期経営計画（2018～2020年度）は基盤整備の期間として位置づけ、有形無形の経営資源への投資及び収益基盤の多様化などに取り組んできました。

当期が中間年度となる中期経営計画（2018～2020年度）の進捗状況につきましては、次のとおりです。

【中期経営計画（2018～2020年度）の概要】

○基本方針

①有形無形の経営資源への戦略的投資及び収益基盤の多様化に取り組む

②ＥＳＧを基本としたＣＳＲ経営により、ステークホルダーから一層信頼される会社づくりを目指す

③資本コストを意識した経営管理体制を構築する

○数値目標と進捗状況（連結ベース）

	中期経営計画（2018～2020年度） 目標	2018年度 実績	2019年度 実績
業績	３ヵ年での営業利益 100億円以上	3,582百万円	4,497百万円
資本効率	自己資本当期純利益率（ＲＯＥ） ８％以上	9.6%	10.4%
株主還元	総還元性向 50%程度	49.7%	（予定）49.6%

以上過去２年の数値目標は達成しておりますが、最終年となる次期につきましては、数値目標の達成のみならず基盤整備に目途を付け、次の中期経営計画期間に成長・拡大へとステップアップできるよう、グループ一丸となって邁進する所存であります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響が未だ予想できない状況にあり、当社においても民間建設投資の縮小、公共建設投資の発注及び進捗遅延などの影響が既に一部に出ておりますが、当社といたしましては取引先を含めた従業員の安全を第一に対処するとともに、社会全体の感染拡大の防止に向けた取組みを積極的に推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

9. 財産および損益の状況の推移

区　　分	第 71 期 2017年3月期	第 72 期 2018年3月期	第 73 期 2019年3月期	第 74 期 2020年3月期
受　　注　　高（百万円）	70,612	71,162	86,556	70,739
売　　上　　高（百万円）	67,157	62,805	67,081	71,200
経　常　利　益（百万円）	3,848	3,710	3,643	4,409
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,568	2,445	2,438	2,777
1株当たり当期純利益（円）	156.44	149.11	150.15	174.70
総　　資　　産（百万円）	47,361	53,103	53,826	52,932

（注）2018年10月1日付で、当社普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、1株当たり当期純利益は、第71期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な親会社および子会社の状況（2020年3月31日現在）

（1）親会社の状況

該当事項はありません。

（2）子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ソイルテクニカ	150百万円	100%	地盤改良工事の施工
Fudo Construction Incorporated	2百万米ドル	100%	米国での地盤改良工事の施工
高橋秋和建設株式会社	60百万円	66.7%	建設工事の施工
株式会社三柱	250百万円	100%	消波・根固ブロック製作用型枠の賃貸
福祉商事株式会社	30百万円	88.3%	保険代理業・環境用設備の販売

（注）1. 当社の連結子会社は上記(2)子会社の状況に記載している5社であります。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

11. 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、土木事業、地盤改良事業及びブロック事業を主な事業とし、これらに関連する事業も行っております。

12. 主要な営業所等（2020年３月31日現在）

(1) 当社

本　　社	東京都中央区日本橋小網町７番２号	
本・支店	東京本店（東京都中央区）	北海道支店（札幌市）
	東北支店（仙台市）	北関東支店（さいたま市）
	千葉支店（千葉市）	横浜支店（横浜市）
	北陸支店（新潟市）	中部支店（名古屋市）
	大阪支店（大阪市）	中国支店（広島市）
	四国支店（高松市）	九州支店（福岡市）
営業所及び事務所	国内　18箇所 海外　2箇所（ホーチミン駐在員事務所、ジャカルタ駐在員事務所）	
研究所	総合技術研究所（土浦市）	

(2) 子会社

株式会社ソイルテクニカ	（本社　東京都中央区）
Fudo Construction Incorporated	（本社　米国カリフォルニア州サンマテオ）
高橋秋和建設株式会社	（本社　秋田県由利本荘市）
株式会社三柱	（本社　東京都江東区）
福祉商事株式会社	（本社　東京都台東区）

13. 従業員の状況（2020年３月31日現在）

企業集団

従業員数	前期末比増減
873人	９人増

当社

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
770人	18人増	46.6歳	20.6年

14. 主要な借入先（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	800百万円
三井住友信託銀行株式会社	750百万円
株式会社三井住友銀行	750百万円
株式会社みずほ銀行	500百万円

15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　27,255,910株
(2) 発行済株式の総数　15,937,390株（自己株式552,132株を除く）
(3) 株主数　20,290名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	835千株	5.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	499千株	3.1%
日本製鉄株式会社	406千株	2.5%
岩崎泰次	353千株	2.2%
日鉄鉱業株式会社	341千株	2.1%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	329千株	2.1%
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	321千株	2.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	288千株	1.8%
山内正義	265千株	1.7%
不動テトラ協力会社持株会	237千株	1.5%

（注）持株比率は自己株式を控除し計算しております。なお、自己株式には、役員報酬ＢＩＰ信託（持株数105,373株）は含まれません。

(5) その他株式に関する重要な事項

2019年５月13日開催の取締役会の決議に基づき、当社普通株式297,600株を取得しました。

また、2020年５月13日開催の取締役会において、会社法第165条第２項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得について、次のとおり決議いたしました。

①取得する株式の種類および数
当社普通株式　44万株（上限）
②株式の取得価額の総額
500百万円（上限）
③取得期間
2020年５月14日～2020年７月31日

Ⅲ．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅳ．会社役員に関する事項（2020年３月31日現在）

１．取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	竹　原　有　二	
代表取締役社長	奥　田　眞　也	
取　締　役 (執行役員副社長)	山　下　　晃	管理本部長
取　締　役 (常務執行役員)	中　西　　勉	ブロック環境事業本部長
取　締　役 (常務執行役員)	細　坂　晋一郎	土木事業本部長
取　締　役 (常務執行役員)	大　林　　淳	地盤事業本部長
取　締　役 (常勤監査等委員)	松　村　雅　博	
取　締　役 (監査等委員)	永　田　靖　一	
取　締　役 (監査等委員)	寺　澤　　進	
取　締　役 (監査等委員)	黒　田　清　行	

(注) 1. 取締役 永田靖一、寺澤進及び黒田清行の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員でない取締役及び使用人からの情報収集並びに重要な社内会議における情報共有を可能とし、内部監査部門と監査等委員会との連携を確保することにより、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、松村雅博氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員 寺澤進氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役 永田靖一、寺澤進及び黒田清行の３氏の重要な兼職の状況は、後記５．社外役員に関する事項に記載しております。
5. 取締役 永田靖一、寺澤進及び黒田清行の３氏を、㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 当社は、執行役員制度を採用しております。2020年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりです。

役　位	氏　名	担　当　業　務
執行役員副社長	森　川　雅　行	建設事業管掌
執行役員副社長	河　﨑　和　明	建設事業管掌
常務執行役員	山　崎　政　俊	建設事業管掌
常務執行役員	濵　野　尚　則	九州支店長
常務執行役員	北　川　昌　一	管理本部長
常務執行役員	小　林　弘　樹	中部支店長
執　行　役　員	竹　内　利　夫	建設事業管掌
執　行　役　員	錦　織　和紀郎	ブロック環境事業本部副本部長 兼 技術部長
執　行　役　員	平　野　博　明	安全品質環境本部長
執　行　役　員	岡　村　元　嗣	大阪支店長
執　行　役　員	只　野　秋　彦	東京本店長
執　行　役　員	川　口　明　則	土木事業本部副本部長 兼 工事部長
執　行　役　員	米　谷　　清	土木事業本部副本部長 兼 営業部長
執　行　役　員	青　野　丈　児	東北支店長
執　行　役　員	川　地　洋　治	管理本部総務人事部長
執　行　役　員	根　岸　保　明	地盤事業本部副本部長 兼 営業部長
執　行　役　員	新　山　千　尋	経営企画部長
執　行　役　員	三　浦　久美子	地盤事業本部副本部長 兼 管理部長
執　行　役　員	野　内　勇　人	地盤事業本部副本部長 兼 工事部長
執　行　役　員	佐　藤　　敬	九州支店副支店長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である取締役全員と、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第１項の定める最低責任限度額です。

3. 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区　分	報酬等の額（百万円）	金銭報酬				業績連動型株式報酬	
		基本報酬(固定)		業績連動型報酬(賞与)			
		人員(名)	総額(百万円)	人員(名)	総額(百万円)	人員(名)	総額(百万円)
監査等委員でない取締役 (うち社外取締役)	214 (0)	6 (0)	134 (0)	6 (—)	57 (—)	6 (—)	23 (—)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	45 (27)	4 (3)	45 (27)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
合計 (うち社外取締役)	259 (27)	10 (3)	180 (27)	6 (—)	57 (—)	6 (—)	23 (—)

（注）1. 上表の業績連動型報酬（賞与）の総額は、役員賞与引当額であります。
2. 上表の業績連動型株式報酬の総額は、業績目標の達成度等に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（当社株式について、当社が拠出した金銭を原資として当社が設定した信託が取得し、当該信託を通じて各監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行う株式報酬制度）に関して、付与される見込みの株式交付ポイントである165,529ポイント（対応する当社株式数にして16,553株相当）の当事業年度に係る費用計上額であります。なお、監査等委員でない取締役（社外取締役を除く）に対して一事業年度当たりに付与する株式交付ポイントの総数の上限は320,000ポイントであります。（2019年6月21日第73期定時株主総会決議）
3. 監査等委員でない取締役に対する金銭報酬支給限度額は、年額300百万円以内であり（2019年6月21日第73期定時株主総会決議）、監査等委員である取締役に対する金銭報酬支給限度額は、年額80百万円以内であります（2016年6月23日第70期定時株主総会決議）。

4. 報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及びその決定方法

（1）監査等委員でない取締役の報酬

当社の監査等委員でない取締役の報酬については、次の方針、手続に基づき決定しております。

① 報酬決定の方針

監査等委員でない取締役（経営陣幹部である取締役会長、取締役社長及び代表取締役を含む。）の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬（固定）、b.業績連動型金銭報酬（賞与）、c.業績連動型株式報酬により構成します。

ただし、社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、基本報酬（固定）のみとします。

a.監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）については、その役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。

b.監査等委員でない取締役の業績連動型金銭報酬（賞与）については、連結業績（営業利益、当期純利益）の達成度等に応じて決定します。

c.監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績（当期純利益、ROE）の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行います。

なお、b.業績連動型金銭報酬（賞与）及びc.業績連動型株式報酬については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める割合を適切に設定します。

上記の方針を踏まえ、現状においては、a.基本報酬（固定）及びb.業績連動型金銭報酬（賞与）、c.業績連動型株式報酬の基本額（業績連動型報酬については業績目標100%達成時の基準額をいう）の報酬全体に占める割合を概ねa.70%、b.20%、c.10%と設定しております。また、b.業績連動型金銭報酬（賞与）及びc.業績連動型株式報酬の業績に連動する報酬の変動幅を基本額又は基本ポイントに対し0～200%としております。

② 報酬決定の手続

監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役全員と取締役社長で組織する指名・報酬諮問委員会（委員長は独立社外取締役）において、審議の上、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定します。監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与）については、株主総会で承認を受けた監査等委員でない取締役の報酬等の総額の範囲内とし、また業績連動型株式報酬については、株主総会で承認を受けた報酬等の額及び内容の範囲内とします。

(2) 監査等委員である取締役の報酬

① 報酬決定の方針

監査等委員である取締役の報酬は、職責に照らしその独立性を重視する観点から、常勤・非常勤の区分に応じた基本報酬（固定）のみとします。

② 報酬決定の手続

監査等委員である取締役の報酬の決定にあたっては、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により、具体的な金額を決定します。

5. 社外役員に関する事項

地位	氏名	重要な兼職状況	重要な兼職先と当社との関係	主要取引先等特定関係事業者との関係	当事業年度における主な活動状況
取締役(監査等委員)	永田 靖一	学校法人帝京大学 客員教授	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 16回中全てに出席 監査等委員会 16回中全てに出席 企業役員経験者としての豊富な経験及び大学教授としての高い知見を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
	寺澤 進	—	—	—	取締役会 16回中全てに出席 監査等委員会 16回中全てに出席 公認会計士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
	黒田 清行	弁護士法人三宅法律事務所 代表社員	当社との間に特別な関係はありません。	—	取締役会 16回中15回出席 監査等委員会 16回中全てに出席 弁護士としての専門的な知見及び豊富な実務経験を活かし、議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。
		WDBホールディングス株式会社 社外取締役	当社との間に特別な関係はありません。		

Ⅴ．会計監査人の状況

1．会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2．当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支　払　額
(1) 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	43,500千円
(2) 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	43,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておりませんので、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、過年度の監査実績の分析・評価、当事業年度の監査計画と過年度の実績の対比を踏まえつつ、当事業年度の監査計画における監査時間、要員計画、報酬額の見積りの根拠及び会計監査人の職務執行状況などについて確認、検証した結果、上記報酬等の額を妥当と評価し、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

3．非監査業務の内容

該当事項はありません。

4．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合のほか、会計監査人としての適切な職務遂行に支障がある場合など、監査等委員会がその必要があると判断したときには、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会が監査等委員会の決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当する場合、監査等委員会が監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任することがあります。これにより会計監査人を解任した場合は、監査等委員会が選定した監査等委員が解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した理由を報告します。

5．会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

6．責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

Ⅵ. 会社の体制および方針

1. 業務の適正を確保するための体制

当社グループ（当社及び当社の子会社をいう。）は、経営の効率性と健全性を確保しつつ、経営理念に沿って事業活動を展開することにより、継続的な企業価値の向上と当社グループの発展を目指してまいります。このため、以下のとおり内部統制システムを整備、運用し、法令遵守の徹底と業務の有効性、効率性及び財務報告の信頼性の確保を図ってまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、会社の機関を取締役会、監査等委員会及び会計監査人によって構成する。

取締役会は、法令、定款及び取締役会規程に基づき経営上の重要事項を決定し、または監査等委員でない各取締役から業務執行状況の報告を受けることにより、各取締役の職務の執行を監督する。

各取締役は、法令及び定款に適合するよう、取締役会の決議に基づき職務を適正に執行するとともに、他の取締役による職務執行の法令及び定款への適合性に関し、相互に監視する。

当社グループの経営理念、経営方針を当社グループの役員、社員が共有し、すべての業務運営の基準にするとともに、当社グループの行動規範を遵守することにより、コンプライアンスの徹底を図る。

取締役及び部門長は、これらの経営理念等に基づく事業方針を役員、社員に周知、徹底する。また、コンプライアンス規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のコンプライアンス推進責任者に任命し、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を中心に、継続的に当社グループ内のコンプライアンスに関する体制の整備、拡充を図る。

各部門、部署は、業務が法令、社内規程等に基づき適正に行われているか常に自律的に監督し、これらの違反行為を未然に防止することに努める。内部監査部門は、内部監査等により当社グループにおいて法令違反等の重大な事項を発見した場合は、直ちに取締役社長及び常勤監査等委員に報告する。

企業倫理ヘルプラインは、当社グループの役員、社員を対象とし、法令遵守と企業倫理に関する通報、相談を適切に受付け対応する。

関係法令の遵守を目的として、継続的に研修会を実施し、コンプライアンスマニュアルを作成、配布するなど教育、啓蒙体制を拡充する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会その他の経営会議体の記録、稟議書等の決裁文書、契約書その他の取締役の業務執行に関わる情報については、法令及び取締役会規程、文書管理規程その他の社内規程に基づき、適切に保存、管理する。重要な会社情報については、法令、証券取引所規則、内部情報管理及び内部者取引規制に関する規則に基づき、適時かつ適切に開示する。

情報管理基本規程に基づき、情報管理に関する体制の整備、運用を図る。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理規程に基づき、部門長及びグループ会社社長をその主管する部門、会社のリスク管理推進責任者に任命し、主管する事項のリスクマネジメントを自律的に展開するとともに、リスク管理委員会がグループ全体を統括管理し、リスクマネジメントに関する重要事項については、取締役会に報告する。

また、危機管理規程に基づき、危機発生時における緊急対応等、危機管理に関する体制の整備、運用を図る。

重大災害等の経営、事業に重大な影響を与える事象が発生したときに備え、原則として子会社も含めて訓練、教育等を行う。

重大災害等の緊急時には、その対応を定めた各種マニュアル等に基づき、当社グループとして迅速に対応する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営に関する重要な事項は、取締役会に付議するとともに、それ以外の重要事項については、経営会議の審議を経て執行する。

また、取締役会の諮問機関として任意の委員会を設け、経営の意思決定を補佐、補完する。

業務執行については、業務執行体制の強化と効率化を図るため、取締役会の下に執行役員を置き、各執行役員の役位、担当業務を定め、業務の執行にあたらせる。執行役員を構成員とする執行役員会において、経営に関する重要な決定及び業務執行に関する状況を報告する。

また、組織規程、職務権限規程等により、部門長の権限と責任を明確にする。

当社は、当社グループ全体の中期経営計画、年度計画を策定し、子会社に対し、グループファイナンスの実施など必要な助言、支援を行い、子会社の事業、組織、人員、職務分掌及び職務権限等を定期的に確認するなど、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるよう管理する。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程において、子会社が当社に事前に承認を受けるべき事項及び業績、決算等の報告事項を定め、当社に対する報告を義務づける。

当社の子会社所管部門は、子会社の業務執行に関する状況の定期的な報告を受け、子会社の経営の重要事項については、当社の取締役会もしくは経営会議においてその方針を付議し、または報告する。

子会社の取締役または監査役に当社の役員、社員を原則として１名以上派遣し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営を適切に管理し、モニタリングする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役、使用人に関する事項

監査等委員会が適切に職務を遂行できるよう、監査等委員から常勤の監査等委員を選定するとともに、総務部門及び内部監査部門の指定された社員は、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の補助者として監査等委員会の業務を補助する。

(7) 監査等委員会の補助者の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の補助者の人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会は、監査等委員会の補助者の人事考課について、意見を述べることができる。

(8) 監査等委員会の補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会は、その職務の補助に関し、監査等委員会の補助者へ直接指揮命令することができ、監査等委員会の補助者は、これに従い誠実に職務を遂行し、適宜、監査等委員会に指示事項の進捗を報告しなければならない。

(9) 監査等委員でない取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの役員、社員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実及びその他監査等委員会と協議して定める事項について、監査等委員会に報告する。

監査等委員でない取締役は、取締役会において定期的に業務執行状況等を報告するとともに、監査等委員会に対し必要な事項につき報告する。また、取締役会、経営会議、執行役員会、リスク管理委員会等、重要な会議において、当社グループの内部統制システムの機能状況を含め重要な経営事項について、監査等委員会と情報を共有する。

内部監査部門は、監査等委員会への出席、常勤監査等委員との定例打ち合わせ会の開催などにより、当社グループにおける相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について、監査等委員と情報や意見を交換する。

子会社の監査役は、定期的に開催される監査等委員との連絡会に出席し、子会社の監査状況等について報告する。

総務部門は、当社グループにおける企業倫理ヘルプラインによる内部通報の状況等について、適宜、監査等委員会に報告する。

(10) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、当社グループの役員、社員に対して前号の報告を理由として不利な取扱いを行わない。

当社グループは、企業倫理ヘルプラインについて、当社グループの役員、社員が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないよう規定し、運用する。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員の職務の執行上必要と認める費用（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について、監査等委員の申請に基づき予算を設けるとともに、監査等委員がその職務の執行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務に必要であると認められる費用を負担する。

(12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査等委員会が監査方針、監査計画に従い適切に職務が行えるよう、体制の整備に留意する。取締役社長及び監査等委員でない取締役は、監査等委員と定期的に意見交換会を開催するなど、監査等委員との情報や意見の交換に努める。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保すべく、財務の内部統制システムの整備・運用に関する規程、ルールを定め適切に運用するとともに、財務報告に係る有効性を継続的に評価し、維持、改善を図る。

(14) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力による反社会的行為の根絶に向け、関係行政機関や特殊暴力防止対策協議会等の外部専門機関及び顧問弁護士と連携し、情報の共有を図り、当社グループへの反社会的勢力からの不当要求に対し適切に対処するとともに、反社会的勢力の活動を助長し、または運営に資することとなる取引を未然に防止できる体制を整備し運用を図る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンス

当社は、当事業年度のコンプライアンス計画に基づき、役員及び社員に対し必要なコンプライアンスに関する研修や会議体等での説明等により、関係法令を遵守する取り組みを継続的に行っています。

また、リスク管理委員会においてはコンプライアンス計画の進捗や企業倫理ヘルプラインへの通報の有無とその内容について、取締役会においては監査等委員会及び内部監査部門による監査等の結果について、それぞれ報告が行われています。

(2) 情報管理

当社は、決裁手続を電子化することにより、迅速かつ効率的な文書管理体制を構築しており、稟議書等の決裁文書は、文書管理規程その他の社内規程に基づき、電子的に適切に保存、管理しています。

また、取締役会議事録については、法令等に基づき適切に保管するとともに、取締役会資料等と併せて文書管理システムに登録し、データベース化により情報共有を図っています。

(3) リスク管理

当社グループは、リスク管理推進責任者（各本部長、本支店長、関係会社社長）による自律的な管理の状況について、リスク管理委員会が有効性の評価及び改善指示を行うことで、リスクマネジメントを実践しています。

また、当社は、当事業年度のＢＣＰ（事業継続計画）実施計画に基づき、避難訓練、安否確認訓練等大規模災害を想定した必要な訓練を行っています。

(4) 取締役の職務執行

当社は、取締役会における十分な審議時間の確保と重要事項の審議の充実を図るため、取締役会における「決議事項」、「報告事項」に加えて、正式な決議・報告に先立ち重要な経営事項を審議する「審議事項」を設け、運用するとともに、当社定款に基づき、取締役会の決議によって、重要な業務執行の決定の一部について取締役社長に委任し、取締役会の付議事項を絞り込んでいます。

当事業年度においては、取締役会を16回、経営会議を12回及び執行役員会を６回開催し、経営に関する重要な事項の審議、決定及び業務執行に関する状況等の報告を行いました。

また、指名・報酬諮問委員会（社長と３名の独立社外取締役で構成し、委員長（議長）は独立社外取締役）を４回開催し、取締役の指名や監査等委員でない取締役の報酬等について審議し、取締役会に答申を行いました。

さらに、決裁の迅速化及び効率化と権限や責任の明確化を図るべく、経営会議体への付議・報告事項の内容や基準及び個別職務権限の定期的な見直しを継続的に行っています。

(5) 関係会社管理

当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務執行について適切に承認・報告の手続きを行っています。

当社から派遣された取締役及び監査役は、当該子会社の取締役会に出席し、議案の審議等に必要な発言を行い適切に管理、モニタリングしています。

また、当社及び子会社の担当者との連絡会を開催するなどして、当社グループにおける「中期経営計画(2018～2020年度)」の進捗状況や内部統制に関する事項等の共有と必要な助言を行っています。

なお、子会社の監査については、当該子会社の監査役による監査を踏まえつつ、当社の内部監査部門の監査と当社の選定監査等委員（常勤監査等委員）による監査を合同で行うことなどにより、各監査の連携を図りつつ、監査の実効性の強化を図っています。

(6) 監査等委員会（監査等委員会補助者、報告体制及び職務執行等）

総務部門及び内部監査部門の指定された社員（計4名）が、監査等委員会補助者として、監査等委員会の指示に従い誠実に職務を遂行しています。

監査等委員会が実効的な監査を行えるよう、監査等委員会で作成した監査方針・監査計画を文書管理システムに掲載し全社に周知しています。

監査等委員は、当事業年度において監査等委員会を16回開催し、取締役の職務執行の監査等を実施するとともに、各種経営会議体等の重要な会議への出席並びに取締役社長とは年4回、監査等委員でない各取締役とは年2回の定期的な意見交換会の開催を通じ、重要な経営事項等を共有しています。また常勤監査等委員と内部監査部門との会合を毎月開催し、相互の監査状況等について確認するとともに、内部監査部門は、毎月、監査等委員会において業務監査状況を報告するなどの連携を図っています。

監査等委員会への報告を行った役員及び社員が、これを理由に不利益な取り扱いを受けた事案は、認められていません。

3. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、いわゆる買収防衛策を含め、特に定めません。

当社といたしましては、株式の大量買付けに応じるか否かは、最終的には株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。しかし、当社は、豊かで安全・安心な国土づくりに貢献し利益を確保するとともに、収益力の強化により企業価値の向上を図り、顧客、株主をはじめ関係各位の期待に応えることを経営の基本としており、これに照らして、当社の企業価値、株主共同の利益に反する者が当社の支配権の獲得を表明した場合には、当社としては、金融商品取引法で定められている「意見表明報告書」（公開買付に関する意見の内容、根拠及び理由）において取締役会の考え方を表明するなど、法令及び定款で認められる範囲内において、最も適切な措置を講じることとしております。

4. 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と経営基盤の強化を重要な経営課題と位置づけ、安定した株主還元を継続することを基本方針といたします。

この基本方針を踏まえ中期経営計画（2018～2020年度）におきまして「総還元性向50％程度」を目標と定め、剰余金の配当と自己株式の取得により利益還元に努めてまいります。

なお、配当と自己株式取得のバランスにつきましては、財務及び業績の状況等を総合的に勘案し、決定してまいります。

（注） 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**42,320**	**流動負債**	**23,543**
現金預金	8,879	支払手形・工事未払金等	7,174
受取手形・完成工事未収入金等	27,147	電子記録債務	7,411
電子記録債権	1,349	短期借入金	3,000
未成工事支出金等	1,002	リース債務	147
販売用不動産	266	未払法人税等	720
材料貯蔵品	695	未成工事受入金等	2,230
未収入金	1,024	完成工事補償引当金	73
預け金	1,240	工事損失引当金	69
その他	810	賞与引当金	1,019
貸倒引当金	△92	役員賞与引当金	57
		その他	1,645
固定資産	**10,612**		
有形固定資産	**6,512**	**固定負債**	**1,611**
建物及び構築物	2,079	リース債務	255
減価償却累計額	△1,283	役員株式給付引当金	73
機械装置及び運搬具	9,728	退職給付に係る負債	1,275
減価償却累計額	△8,103	その他	8
工具、器具及び備品	15,215		
減価償却累計額	△14,383	**負債合計**	**25,154**
土地	2,356	(純資産の部)	
リース資産	773	**株主資本**	**27,691**
減価償却累計額	△429	**資本金**	**5,000**
建設仮勘定	559	**資本剰余金**	**14,756**
		利益剰余金	**8,570**
無形固定資産	**574**	**自己株式**	**△636**
投資その他の資産	**3,526**		
投資有価証券	1,765	**その他の包括利益累計額**	**△269**
長期貸付金	25	**その他有価証券評価差額金**	**88**
繰延税金資産	1,249	**為替換算調整勘定**	**△153**
その他	589	**退職給付に係る調整累計額**	**△204**
貸倒引当金	△102	**非支配株主持分**	**356**
		純資産合計	**27,778**
資産合計	**52,932**	**負債・純資産合計**	**52,932**

連結損益計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

科目	金額	
	百万円	百万円
売上高		
完成工事高	66,960	
兼業事業売上高	4,239	71,200
売上原価		
完成工事原価	56,776	
兼業事業売上原価	2,466	59,242
売上総利益		
完成工事総利益	10,184	
兼業事業総利益	1,773	11,957
販売費及び一般管理費		7,461
営業利益		4,497
営業外収益		
受取利息	2	
受取配当金	71	
特許実施収入	14	
保険差益	1	
その他	17	104
営業外費用		
支払利息	23	
支払手数料	100	
支払保証料	25	
為替差損	13	
その他	31	192
経常利益		4,409
特別利益		
固定資産売却益	26	26
特別損失		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	51	
投資有価証券評価損	32	
損害賠償金	1	
その他	1	107
税金等調整前当期純利益		4,328
法人税、住民税及び事業税	1,381	
法人税等調整額	141	1,522
当期純利益		2,805
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		2,777

連結株主資本等変動計算書

(2019年４月１日から2020年３月31日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	14,756	6,605	△164	26,197
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△812		△812
親会社株主に帰属する当期純利益			2,777		2,777
自己株式の取得				△472	△472
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	0	1,965	△472	1,493
当期末残高	5,000	14,756	8,570	△636	27,691

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	122	△152	△61	△91	332	26,439
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△812
親会社株主に帰属する当期純利益						2,777
自己株式の取得						△472
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△34	△1	△143	△179	25	△154
連結会計年度中の変動額合計	△34	△1	△143	△179	25	1,339
当期末残高	88	△153	△204	△269	356	27,778

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	**41,253**	**流動負債**	**22,666**
現金預金	7,853	支払手形	416
受取手形	3,049	電子記録債務	7,411
電子記録債権	1,311	工事未払金	6,102
完成工事未収入金	22,628	兼業事業未払金	405
兼業事業未収入金	224	短期借入金	3,000
未成工事支出金等	926	リース債務	36
販売用不動産	266	未払金	750
材料貯蔵品	66	未払法人税等	687
関係会社短期貸付金	900	未成工事受入金等	2,181
未収入金	2,042	完成工事補償引当金	73
預け金	1,223	工事損失引当金	69
その他	859	賞与引当金	966
貸倒引当金	△94	役員賞与引当金	57
		その他	515
固定資産	**8,480**		
有形固定資産	**2,970**	**固定負債**	**1,117**
建物及び構築物	651	リース債務	71
機械装置及び運搬具	78	退職給付引当金	968
工具、器具及び備品	624	役員株式給付引当金	73
土地	1,481	その他	4
リース資産	76		
建設仮勘定	59	**負債合計**	**23,783**
		(純資産の部)	
無形固定資産	**558**	**株主資本**	**25,870**
ソフトウェア	554	**資本金**	**5,000**
その他	3	**資本剰余金**	**2,472**
		資本準備金	2,472
投資その他の資産	**4,953**	その他資本剰余金	0
投資有価証券	1,719	自己株式処分差益	0
関係会社株式	859	**利益剰余金**	**19,131**
従業員に対する長期貸付金	25	その他利益剰余金	
関係会社長期貸付金	1,100	配当準備積立金	221
破産更生債権等	1	固定資産圧縮積立金	4
繰延税金資産	847	別途積立金	4,524
その他	499	繰越利益剰余金	14,382
貸倒引当金	△98	**自己株式**	**△734**
		評価・換算差額等	**80**
		その他有価証券評価差額金	**80**
		純資産合計	**25,951**
資産合計	**49,733**	**負債・純資産合計**	**49,733**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

科目	金額	
売上高	百万円	百万円
完成工事高	62,396	
兼業事業売上高	3,301	65,697
売上原価		
完成工事原価	53,276	
兼業事業売上原価	1,841	55,117
売上総利益		
完成工事総利益	9,121	
兼業事業総利益	1,460	10,580
販売費及び一般管理費		6,807
営業利益		3,774
営業外収益		
受取利息	17	
配当金	74	
業務受託料	78	
特許実施収入	19	
保険差益金	1	
その他	14	203
営業外費用		
支払利息	13	
支払手数料	100	
支払保証料	25	
為替差損	13	
その他	4	155
経常利益		3,822
特別利益		
固定資産売却益	4	4
特別損失		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	48	
投資有価証券評価損	32	
関係会社株式評価損	108	
損害賠償金	1	
その他	0	211
税引前当期純利益		3,615
法人税、住民税及び事業税	1,197	
法人税等調整額	126	1,324
当期純利益		2,291

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から2020年３月31日まで）

（百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		
当期首残高	5,000	2,472	－	2,472	17,652	△261	24,863
事業年度中の変動額 剰余金の配当					△812		△812
当期純利益					2,291		2,291
自己株式の取得						△472	△472
自己株式の処分			0	0		0	0
固定資産圧縮積立金の取崩							－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	1,479	△472	1,007
当期末残高	5,000	2,472	0	2,472	19,131	△734	25,870

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	109	109	24,971
事業年度中の変動額 剰余金の配当			△812
当期純利益			2,291
自己株式の取得			△472
自己株式の処分			0
固定資産圧縮積立金の取崩			－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△28	△28	△28
事業年度中の変動額合計	△28	△28	979
当期末残高	80	80	25,951

その他利益剰余金の内容

	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	その他利益剰余金合計
当期首残高	221	5	4,524	12,902	17,652
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△812	△812
当期純利益				2,291	2,291
自己株式の取得					
自己株式の処分					
固定資産圧縮積立金の取崩		△1		1	−
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	−	△1	−	1,480	1,479
当期末残高	221	4	4,524	14,382	19,131

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　前　田　貴　史　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　橋　本　裕　昭　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社不動テトラの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不動テトラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月22日

株式会社不動テトラ
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前　田　貴　史	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	橋　本　裕　昭	㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社不動テトラの2019年４月１日から2020年３月31日までの第74期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第74期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び本支店等の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、主な子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月22日

株式会社不動テトラ　監査等委員会

常勤監査等委員	松　村　　雅　博	㊞
監査等委員（社外取締役）	永　田　　靖　一	㊞
監査等委員（社外取締役）	寺　澤　　　進	㊞
監査等委員（社外取締役）	黒　田　　清　行	㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株式会社不動テトラ第74期定時株主総会会場ご案内図



場　　所　東京都中央区日本橋茅場町一丁目５番８号
東京証券会館８階ホール
TEL (03)3667−9210

交通機関　地下鉄（東京メトロ）東西線・日比谷線
茅場町駅 出口８ 直結
（東京メトロ）東西線・銀座線
（都　　営）浅草線
日本橋駅 出口Ｄ２ 徒歩５分

ご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。